

# II

## 施策の展開

### 第1章

### 健康で元気なみずほ

#### 第1節 皆でささえ健やかに暮らせるまち

- 1 保健・医療
- 2 社会保険制度

#### 第2節 生きがいとふれあいのあるまち

- 1 地域・生活福祉
- 2 児童福祉
- 3 障がい者福祉
- 4 高齢者福祉

# 第1章 健康で元気なみずほ

## 第1節 皆でささえ健やかに暮らせるまち

### 1 保健・医療

#### 現況と課題

生涯健康でいきいきと生活できることは、すべての町民の願いです。

医療の進歩や生活機能の向上に加え、健康志向の高まりなどにより、我が国の平均寿命は延びています。しかしその一方で、高齢化の進行による認知症や寝たきりの人、食習慣や運動不足による\*生活習慣病の人が増えています。町民の誰もが無理なく健康を維持し、増進できるような望ましい生活習慣を身につけることが重要です。また、それぞれの年代にあった気軽に楽しむことのできるスポーツや、身近な自然とのふれあいを通じて心身をリフレッシュすることが、ストレスの多い社会生活の中でより一層必要となっています。

母子保健事業では健やかに子どもを産み育てられる環境をめざして、妊娠届出時からきめ細かなサービスの提供につとめてきました。今後も、地域社会の未来の担い手を地域全体で育むという理念のもと、子育て支援策に取り組んでいく必要があります。また、新たな感染症の発生など、日々変化する疾病動向の中で、町民が安全に安心して生活を送ることができるよう、公衆衛生管理の徹底や適切な予防接種事業を展開していくことも重要です。

医療制度改革により、平成20年度より\*特定健康診査が保険者に義務づけられました。瑞穂町特定健康診査等実施計画に定められた目標値の達成に向けて、啓発と周知につとめる必要があります。また、各種がん検診の希望者が年々増加しているため、さらに受診しやすい環境の整備も必要です。

高齢者になっても自立した生活を送ることができるよう、町民一人ひとりが自らの健康の重要性を再認識し、積極的な健康づくりへの参加を促すよう、啓発事業を強化することが重要です。

安心して暮らせるために医療の充実がもためられています。町内には一般診療所9、病院1、眼科1、歯科診療所11の医療機関があり、地域医療の中核を担っています。一方、平成22年2月に公立福生病院がリニューアルオープンし、救急医療など質の高い医療サービスの提供が可能となりました。今後は、福生市、羽村市とともに、各地区医師会の協力のもと、\*一次医療機関と公立福生病院を拠点とした\*二次医療機関との病診連携を強化していくことが重要です。

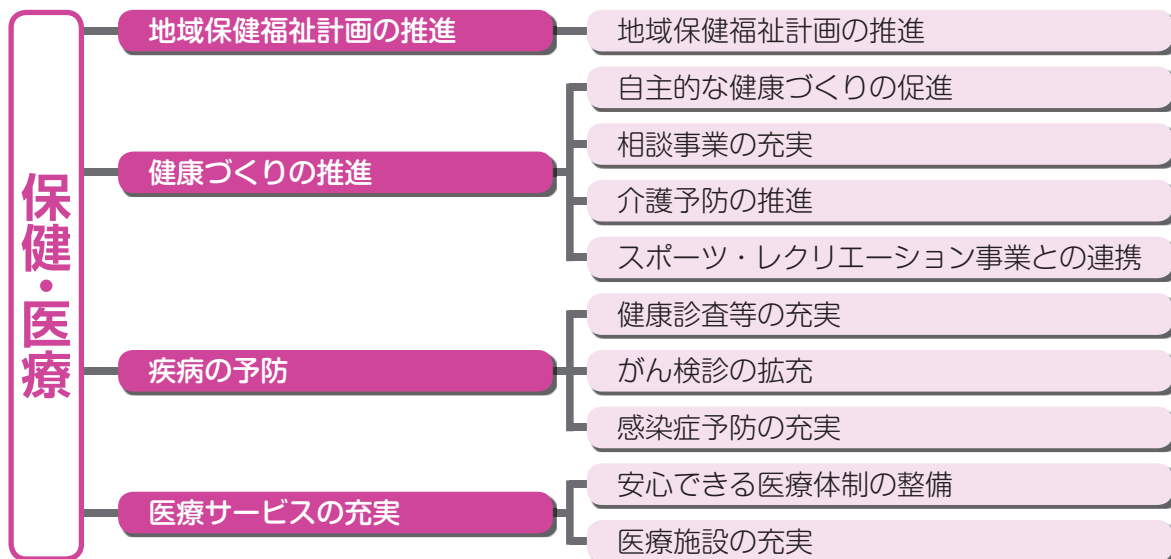
生活習慣病 生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾病群。

特定健康診査 生活習慣病の早期発見、予防を目的とする健康診査。

一次医療 入院治療の必要がなく外来で対処できる帰宅可能な患者を対象とする医療のこと。

二次医療 入院治療を必要とする重症患者に対応する医療のこと。

施策体系



数値目標

項目	現状値	平成27年度	平成32年度
予防接種率 (二種混合)	72.6% (平成21年度)	77.0%	82.0%
予防接種率 (麻しん・風しん1期)	90.5% (平成21年度)	93.0%	95.0%
予防接種率 (麻しん・風しん2期)	83.8% (平成21年度)	88.0%	93.0%
乳幼児健康診査 受診率	85.5% (平成21年度)	90.0%	93.0%
*特定健康診査 受診率	41.5% (平成21年度)	65.0%	65.0%
特定保健指導 実施率	28.5% (平成21年度)	45.0%	45.0%
内臓脂肪症候群の 該当者・予備群率	27.4% (平成20年度)	24.6%	22.1%
健康増進事業の 実施回数	0回 (未実施)	3回	6回
胃がん検診受診率	4.5% (平成21年度)	6.0%	7.0%
肺がん検診受診率	2.8% (平成21年度)	5.0%	7.0%
大腸がん検診 受診率	27.5% (平成21年度)	34.0%	40.0%
乳がん検診受診率	14.9% (平成21年度)	28.0%	42.0%
子宮がん検診 受診率	11.6% (平成21年度)	18.0%	24.0%

施策

(1) 地域保健福祉計画の推進

①地域保健福祉計画の推進

第二次地域保健福祉計画の保健施策を着実に実施するとともに、その進捗よく状況を適切に管理し、すべての町民の健康の増進と疾病の予防をはかります。

(2) 健康づくりの推進

①自主的な健康づくりの促進

町民一人ひとりの健康に対する意識を高めるよう、健康教育の充実をはかるとともに、地域に密着した健康づくりが展開されるよう、健康づくり推進委員会との連携により、その活動を支援します。

②相談事業の充実

育児に関する心配や食育を含めた栄養に関すること、健康管理や口腔衛生に関することなど、さまざまな相談に応じることができるよう、事業内容の充実につとめます。また、効果的な広報を行い、各種サービスの利用促進をはかります。

③介護予防の推進

介護予防の重要性を啓発しながら、介護予防教室や高齢者総合相談などを実施します。

④スポーツ・レクリエーション事業との連携

スポーツ・レクリエーション事業と連携し、年齢、体力、目的にあった誰もが気軽に楽しめる運動メニューを提供し、健康の増進をはかります。

健康診査・がん検診 受診者数の推移

(人)

区分	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
健康診査	基本健康診査	3,784	4,056	4,353		
	若年	368	414	436	204	244
	無保険者				38	44
	特定健康診査				2,912	3,011
	後期高齢者				911	1,046
	計	4,152	4,470	4,789	4,065	4,345
がん検診	胃	411	402	416	434	481
	肺	141	154	186	247	295
	大腸	3,018	3,203	3,508	3,123	3,326
	子宮	331	346	444	426	567
	乳	197	214	249	294	617

※特定健康診査は、年度内加入者等の受診者数を含む

### (3) 疾病の予防

#### ①健康診査等の充実

乳幼児から成人まで、各年代の健康診査の受診機会を拡大するとともに、受診率の向上をはかり、疾病の予防につとめます。また、健診後の保健事業への参加や精密検査の受診を促進し、フォローアップの充実につとめます。

医療制度改革に伴う受診方法の変更に対して、関係機関と連携し、わかりやすい受診方法の周知につとめます。

#### ②がん検診の拡充

がんの早期発見の重要性の観点から、国のがん検診の指針にもとづいた検診を実施するとともに、定期的な受診勧奨と受診しやすい環境整備につとめ、受診率の向上をはかります。また、検査の精度を適切に管理し、質の高いがん検診の提供につとめます。

#### ③感染症予防の充実

近年、新たな感染症の発生がみられ、感染症予防は町民の健康を守るために、これまでも増して重要となります。健康および衛生管理の徹底を啓発していくとともに、適切な予防接種事業を展開します。

また、感染症発生時に迅速に対応するため、地区医師会、歯科医師会、保健所などと連携した対応計画を策定するとともに、衛生備品の備蓄と職員の研修を実施し、緊急時に備えます。

### (4) 医療サービスの充実

#### ①安心できる医療体制の整備

地区医師会などの協力を得て、かかりつけ医療機関の定着と、休日および休日準夜の医療体制の充実をはかります。また、小児救急医療体制や\*周産期医療体制の西多摩地域への整備を東京都に要請していきます。

地区医師会と協力した\*一次医療と公立福生病院を拠点とした\*二次医療との病診連携体制を強化します。

#### ②医療施設の充実

公立福生病院における質の高い医療サービスの提供を維持するため、福生市、羽村市と連携および協力し、恒常的な安定運営につとめます。また、地区医師会との連携を保ちながら、新たな民間医療機関の進出を誘導していきます。

## 第1節 皆でささえ健やかに暮らせるまち

### 2 社会保険制度

#### 現況と課題

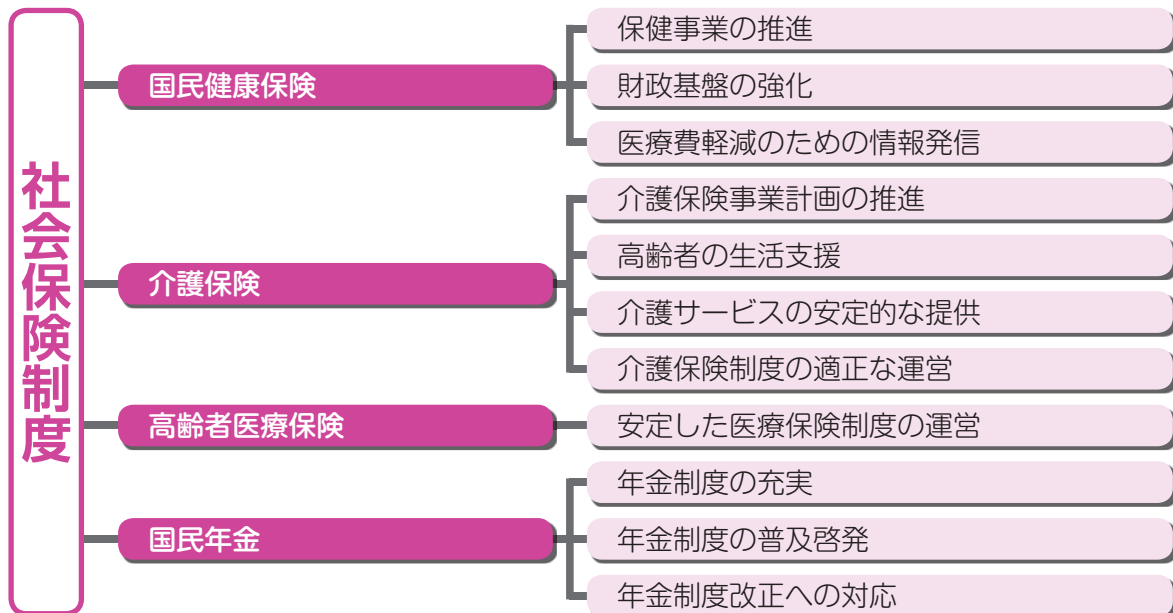
国民皆保険制度の基盤として、国民健康保険制度が医療保険制度の中核を担い、町民の安全で安心な医療の確保と健康の保持、増進に大きな役割を果たしています。しかし、少子高齢化の進展、景気低迷に伴う所得の減少、保険税納付困難者の加入の増加など、医療費の増加に相反し、保険税収入の伸びが期待できないという厳しい財政運営を余儀なくされています。医療費の抑制に向け、町民の健康増進と疾病予防が重要となります。また、国民健康保険会計の適正な運営をはかるため、保険税収入と医療費給付支出を分析し、保険税の改正を検討する必要があります。

高齢者の増加に伴い、脳血管疾患、骨・関節性疾患、認知症などによる要介護および要支援認定者が増えているとともに、介護を行う側の声として「心身の負担が大きいこと」があげられています。今後、高齢者のみの世帯の割合が高くなり、家族による介護力が弱まっていくと推測されているため、利用したい介護サービスを住み慣れた地域で受けることができ、安心した在宅生活を送ることができるよう、社会全体で高齢者をささえる環境づくりが重要となります。また、介護保険制度および相談窓口の役割を十分に周知するとともに、高齢者やその家族の悩みを解消し、介護疲れに伴う事故や虐待を未然に防ぐことが重要です。その一方で、公平で公正な介護認定につとめるとともに、適切にサービスを提供するため、介護給付費の適正化をはかる必要があります。

高齢社会における健康増進、疾病予防とともに、医療財政運営の負担軽減がはかられていますが、平成18年6月に「老人保健法」が改正され、平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設されました。しかし、平成25年度から新たな制度に移行することとなり、それまでの間、\*東京都後期高齢者医療広域連合と連携して安定した医療保険事業の運営につとめるとともに、新しい高齢者医療制度に町民が混乱しないよう、国の動向を注視しながら、町民にわかりやすい情報を提供していく必要があります。

国民年金は老後を安心して暮らすための所得を保障し、生活をささえる重要な制度ですが、社会経済と調和した持続可能な制度の構築と制度自体に対する信頼の確保に向けて順次改正されています。受給者の不安やトラブルを解消するよう、年金制度改正に対応しながら、だれもがわかりやすい改正内容の周知や、さまざまな状況に適切に対応できる体制づくりが必要です。また、安定した給付財源の確保、年金給付額の改善、生活実態に応じた年金制度への改正に向けて、国に対して働きかけていくことも重要です。

施策体系



施策

(1) 国民健康保険

①保健事業の推進

保健事業と連携し、町民の健康に対する意識の啓発と健康づくり活動を推進することにより、健康増進と疾病予防をはかり、医療費の抑制につなげます。

②財政基盤の強化

特別会計の独立採算の原則にもとづき、国民健康保険税負担の適正化と滞納整理の強化をはかります。また、退職被保険者などの適用処理を適正に行うとともに、\*レセプト点検体制の強化や資格審査の徹底により、医療費の適正化をはかります。

③医療費軽減のための情報発信

\*ジェネリック医薬品の周知とともに、\*先発医薬品との差額を通知するなど、医療費を軽減するための情報を発信します。

**レセプト** 医療機関が公的医療保険の運営者へ医療費を請求するための、処置・検査・処方薬などが記載された診療報酬明細書のこと。  
**ジェネリック医薬品** 製薬会社が開発した医薬品の特許が切れた後に、他社が同じ有効成分でつくる薬のこと。後発医薬品とも呼ばれる。  
**先発医薬品** 従来に無い新しい薬効成分をもつとして承認された医薬品のこと。

## (2) 介護保険

### ① 介護保険事業計画の推進

介護保険制度の普及啓発を行いながら、介護保険事業計画を着実に推進するとともに、3年ごとの改訂にあたっては、利用者ニーズに的確に対応するよう計画を見直します。

### ② 高齢者の生活支援

\*地域包括支援センターの機能充実と周知徹底をはかり、地域社会におけるセンターの有効活用を促進します。また、多くの高齢者が自立した生活を送ることができるよう、保健事業と連携した介護予防事業を通じて、高齢者の健康維持をはかります。

地域での見守りネットワークなど、高齢者が住み慣れた地域で安心した暮らしを継続できる仕組みづくりにつとめます。

### ③ 介護サービスの安定的な提供

高齢者とその家族の生活ニーズを把握しながら、必要とされる介護サービス量を確保し提供します。また、介護者同士がささえあうことのできる体制づくりなど、介護を要する人とその家族がやすらぎのある生活を送ることのできるよう、民間サービスとの連携につとめていきます。

### ④ 介護保険制度の適正な運営

適切な介護サービスを利用できるよう、公平かつ公正な介護認定や介護給付費の適正化をはかるとともに、事業所への指導などを行い、介護保険制度の適正な運営につとめます。

## (3) 高齢者医療保険

### ① 安定した医療保険制度の運営

平成25年度より新たな医療保険制度に移行するとされていますが、それまでの間、\*東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、安定した医療保険制度の運営につとめます。なお、国の動向を注視し、町民が新医療保険制度に対応できるよう、情報の収集および提供につとめます。



## (4) 国民年金

### ①年金制度の充実

町民が安心して暮らし続けていけるよう、給付水準の維持および給付内容の充実など、国民年金制度の充実について、東京都国民年金協議会を通じて、国に要望していきます。

### ②年金制度の普及啓発

町民が無年金生活者とならないよう、「広報みずほ」やホームページを通じて国民年金制度の普及啓発を行い、年金への加入を勧奨します。

### ③年金制度改正への対応

国の動向を注視し、国民年金制度の改正に円滑に対応するとともに、町民が混乱することのないよう、相談業務の充実をはかります。

### 国民健康保険・後期高齢者医療保険 被保険者の状況

(各年度末現在：世帯、人、%)

年度	区分	全町		被保険者数		加入割合	
		世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口
平成17年度		13,073	33,899	6,979	14,147	53.4	41.7
平成18年度		13,230	33,970	6,966	13,996	52.7	41.2
平成19年度		13,386	33,844	7,037	13,918	52.6	41.1
平成20年度	国保	13,511	33,720	6,196	12,030	45.9	35.7
	後期高齢者				2,580		7.6
	計				14,610		43.3
平成21年度	国保	13,639	33,732	6,293	12,187	46.1	36.1
	後期高齢者				2,725		8.1
	計				14,912		44.2

# 第1章 健康で元気なみずほ

## 第2節 生きがいとふれあいのあるまち

### 1 地域・生活福祉

#### 現況と課題

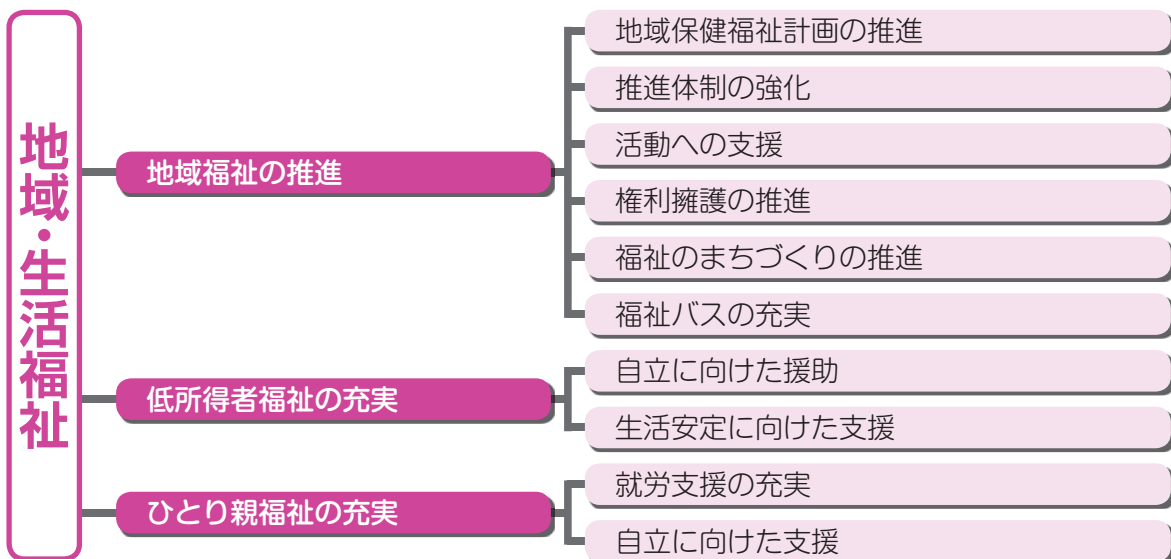
地域福祉は児童福祉から高齢者福祉まで、すべての町民の福祉を包括するとともに、「保健・医療」と連携しながら、それぞれの福祉政策を調整する役割を担っています。瑞穂町に住み、働くすべての町民が自立した豊かな生活を送ることができる地域社会の実現をめざして、地域保健福祉計画に掲げた諸事業を推進していく必要があります。平成22年には、福祉会館が「ふれあいセンター」としてリニューアルオープンしました。地域福祉の拠点として、町民がふれあい、ささえあうための施設として機能させることが必要です。

瑞穂町の地域福祉は、行政施策だけではなく、社会福祉協議会を中心に、自助グループ活動、ボランティア活動、\*NPO活動など、多くの町民や団体の献身的な活動によってささえられています。福祉のまちづくりをこれまで以上に効率的かつ効果的にすすめるためには、さらなるボランティアなどの人材の育成、\*NPOなどの活動団体への支援を行うとともに、町民、事業者、\*NPO、町が連携して施策を展開することが必要となります。

\*国民生活基礎調査にもとづく推計では、生活保護の状況は近年の厳しい雇用情勢により深刻化しているとされています。町では生活保護に至らない低所得者層に、各種福祉資金制度を周知、紹介するとともに、西多摩福祉事務所、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会などとの密接な連携によって相談業務の充実をはかり、必要な支援を行ってきました。今後も、生活の安定をはかるため、就労に対する支援策と自立に向けた促進策を関係機関と連携しながら推進していく必要があります。

死別や離婚によるひとり親家庭が増え、特に、子どもがまだ小さい時期での離婚が多くなってきています。そして、その多くが母子家庭であり、母親が就労しなくても働くことが難しく、経済的にも精神的にも生活が厳しいものとなっています。また、父子家庭も、父親が家事や育児に不慣れであることが多く、家事や育児に対する支援サービスを必要としています。このようなひとり親家庭がそれぞれに抱えている問題に対して、相談の受付からサービスの提供に至るまで、個々のニーズにきめ細かに応えられ、自立を促進することができるよう、関係機関と連携しながら、就労の支援、日常生活の援助、経済的な支援を行い、生活基盤の安定をはかる必要があります。

施策体系



数値目標

項目	現状値	平成27年度	平成32年度
福祉バス 利用登録者数	1,131人 (平成22年5月)	2,350人	3,350人
ふれあいセンター 利用者数	17,480人 (平成20年度)	36,000人	42,000人



ふれあいセンターを出発する福祉バス

施策

(1) 地域福祉の推進

① 地域保健福祉計画の推進

第二次地域保健福祉計画にもとづき、町民が自立した豊かな生活を送ることができる地域社会の形成をめざし、町民、事業者、町が連携して計画を推進します。

② 推進体制の強化

ふれあいセンターを拠点として、社会福祉協議会、ボランティア団体、\*NPOなどとの連携を強化し、総合的な福祉活動を効果的に実践できる体制を構築します。

また、地域福祉活動リーダーや福祉ボランティアなどの発掘と育成につとめ、地域における福祉活動に携わる多くの人材を確保します。

③ 活動への支援

地域福祉推進の中心的役割を担う社会福祉協議会と連携し、保健・福祉関連の\*NPOやボランティア団体が、その組織力と知識、経験を、福祉のまちづくりに活かすことができるよう、公益的な活動や事業への支援を行います。

④ 権利擁護の推進

意思能力や身体能力が低下した高齢者や障がい者などが、地域で自立した生活を送ることができるよう、社会福祉分野における権利擁護を目的とした相談業務の充実をはかります。また、社会福祉協議会と連携し、権利擁護事業を推進します。

⑤ 福祉のまちづくりの推進

「\*東京都福祉のまちづくり条例」に準拠し、だれもが利用しやすい施設の整備につとめるとともに、町民や事業者の理解をもとめながら、安全かつ快適な\*ユニバーサルデザイン化を推進します。

⑥ 福祉バスの充実

平成22年より運行を開始した福祉バスのルート、運行方法などを検証し、利用者の利便性の向上につとめます。

NPO Non Profit Organizationの略。特定非営利活動団体。

東京都福祉のまちづくり条例 「ユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障がい者を含めたすべての人が、安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちづくりを推進する」ための条例。

ユニバーサルデザイン 年齢、性別、国籍、個人の能力などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるよう、生活環境やその他の環境をつくり上げること。

## (2) 低所得者福祉の充実

### ① 自立に向けた援助

西多摩福祉事務所、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会などの関係機関との連携を強化し、相談体制の充実をはかるとともに、各種制度の周知を徹底します。また、ハローワークとの連携により、就労情報の提供、職業訓練の促進など、自立に向けた援助を推進します。

### ② 生活安定に向けた支援

各種福祉資金制度に関する情報提供をすすめ、制度利用の促進をはかります。また、生活保護制度自体の拡充に加え、生活保護に至らずに自立できる仕組みの構築について、東京都と連携し、国にもとめていきます。

## (3) ひとり親福祉の充実

### ① 就労支援の充実

無理なく就労でき、働き方の選択肢が広がるよう、就労相談体制の強化、技能や資格取得に関する情報提供など、ひとり親の就業に向けた支援の充実をはかります。

### ② 自立に向けた支援

育児や家事を無理なく行い、安心した生活を送ることができるよう、子育てや日常生活の場を支援するサービスの導入をはかります。また、児童の養育にあたって、医療費の助成や技能取得に必要な費用の貸付制度の周知など、ひとり親家庭の自立に向けた経済的負担の軽減をはかります。

## 第2節 生きがいとふれあいのあるまち

### 2 児童福祉

#### 現況と課題

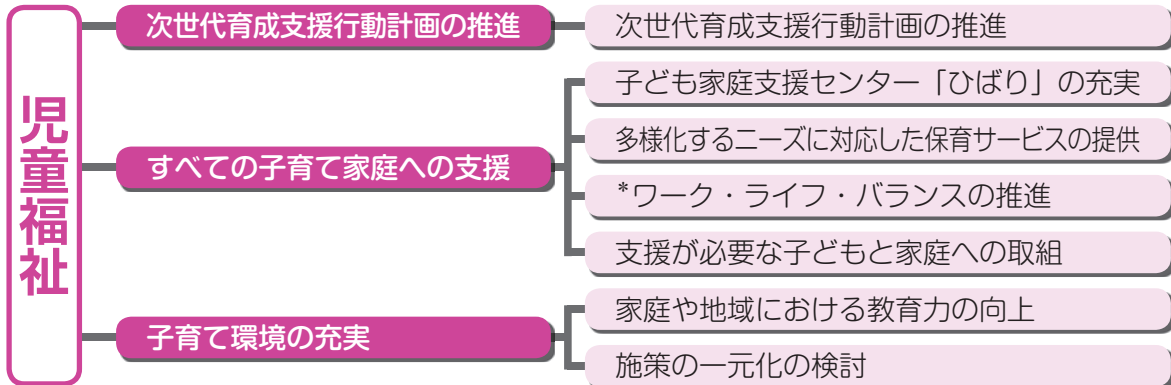
次代を担う子どもたちは地域社会の宝であり、地域全体で育てていかなければなりません。しかし、都市化や核家族化、少子化、共働き家庭の増加などを背景に、家庭における生活形態や価値観も多様化し、家族や地域のあり方にも大きな影響が及んでいます。すべての家庭がゆとりをもって安心して子育てができるよう、子どもの成長と子育て家庭を地域社会全体でささえるという意識の醸成をはかりながら、多様化する育児ニーズに対応した子育て支援事業をすすめていく必要があります。

平成21年10月には、全国の待機児童数が過去最高の46,000人を記録するという状況の中、瑞穂町でも保育園の待機児童の解消には至っていません。平成23年4月に新たな認可保育園と\*認定こども園がそれぞれ開園する予定ですが、待機児童数の状況をみながら、引き続き定員の弾力化をはかっていく必要があります。また、学童保育クラブでは、分室の暫定的な開設や各クラブの定員を超えての入所決定を行うなど、弾力的な運営を行っていますが、入所希望者のニーズにあった対策を考えていかなければなりません。

子ども家庭支援センター「ひばり」は、子どもと家庭に関するあらゆる相談への対応や子育てに関する情報の提供、保護者同士の交流の場の提供など、子育てを総合的に支援する児童福祉の拠点として大きな役割を果たしています。今後は、複雑化する子どもと家庭に関する問題に対応するため、\*要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関と専門的人材のネットワーク体制を構築し、支援体制の強化をはかる必要があります。また、全国各地で子どもたちの人権を無視した痛ましい事件などが頻繁に報道されています。大切な子ども一人ひとりの人権と心身を守る社会的仕組みを再検証し、関係する機関との円滑な連携体制を構築して、児童虐待などの予防、早期発見およびその対策につとめる必要があります。

さらに、あすなろ児童館で実施している親子がともに楽しめる事業を充実させることや、児童館を子育て中の仲間づくり、子育てに関する情報交換の場として機能させることも重要です。

施策体系



数値目標

項目	現状値	平成27年度	平成32年度
保育園待機児童数	27人 (平成22年4月)	0人	0人
子ども家庭支援センター利用者数	5,020人 (平成21年度)	5,500人	6,000人



子ども家庭支援センター事業（ベビーマッサージ）

施  
策

(1) 次世代育成支援行動計画の推進

①次世代育成支援行動計画の推進

次世代育成支援後期行動計画にもとづき、次代を担う子どもたちが健全に成長できるように、計画の基本理念「人と人とがささえあい、ともに育ちあうまち」の形成をめざし、計画を推進します。

(2) すべての子育て家庭への支援

①子ども家庭支援センター「ひばり」の充実

子育て支援の拠点として、関係機関とのネットワークを活かしながら、相談業務を充実するとともに、親と子、親と親の交流の場を創出します。また、ファミリー・サポート・センターの機能充実をはかります。

②多様化するニーズに対応した保育サービスの提供

保育園の定員の弾力化をはかるなど、待機児童の解消につとめるとともに、多様化する保育ニーズに対応したサービスの提供につとめます。また、\*認定こども園に関する国の動向を注視し、幼稚園と保育園の連携のあり方などについて研究します。

③\*ワーク・ライフ・バランスの推進

就労形態の多様化、共働き家庭の増加などにより、仕事、子育て、家庭生活のバランスがかたよりつつあります。家族全体で子どもを育てていくという意識を啓発していくとともに、仕事と子育てが両立しやすい環境づくりにつとめます。

④支援が必要な子どもと家庭への取組

児童虐待の予防、早期発見およびその対応をはかるため、保護を必要とする児童などに関する情報交換や支援内容の協議を行う\*要保護児童対策地域協議会の機能を充実させます。また、教育委員会と連携し、保育園などへの障がいのある子どもの受け入れ体制の充実をはかります。

乳幼児から義務教育就学児までの医療費助成など、家庭への経済的負担の軽減につとめていきます。

認定こども園 平成18年10月から、保護者の就労の有無などにかかわらず入園が可能として設置された保育施設。

ワーク・ライフ・バランス 「仕事と生活の調和」の意味で、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

要保護児童対策地域協議会 児童虐待などへの対応を行う市町村単位で設置されている組織のこと。



### (3) 子育て環境の充実

#### ① 家庭や地域における教育力の向上

子どもたちの豊かな社会性を育むため、地域で子どもを育むという意識を醸成するとともに、児童館、学童保育クラブにおける世代間交流、異年齢交流を推進します。

また、保護者のニーズや地域バランスを考慮しながら、学童保育クラブの保育時間の延長や新たな児童館の建設について検討していきます。

#### ② 施策の一元化の検討

国は子育て支援策を一元化するために、「子ども家庭省」の創設を検討しています。国の動向を見すえながら、子育てに関する施策の一元化を検討します。

#### 年齢別保育園児数の推移（管外委託含む）

（各年4月1日現在：人）

年	区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
平成18年		29	76	93	125	151	148	622
平成19年		42	64	109	116	138	160	629
平成20年		34	75	87	129	126	148	599
平成21年		37	68	104	121	140	134	604
平成22年		44	70	92	129	131	148	614



あすなる児童館事業（ハイハイよちよち運動会）

## 第2節 生きがいとふれあいのあるまち

### 3 障がい者福祉

#### 現況と課題

生まれた時から障がいをもつ人と、病気や怪我が原因で障がいをもつ人がいますが、住み慣れた地域で暮らし続けることは、多くの人々の願いです。しかし、地域や家庭で安心して生活していくためには、地域の理解や支援が重要となります。

平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」は、施行後5年間の猶予期間があるため、旧法のサービスのまま運営している事業所が多くあります。さらに、政権交代により同法の廃止が決定し、サービスの仕組みに大きな変更は予定しないとされているものの、新法制定に向けた準備がすすめられています。今後の動向を注視し、新法制定後の円滑なサービス提供につとめる必要があります。

「障害者自立支援法」により、身体・知的・精神障がい者へのサービスは一元化され、障がいの種別ではなく個々の障がいの状況によって選択できるようになりましたが、原則1割の自己負担も導入されました。相談支援事業では、障がい者やその家族などからの相談件数が年々増加しています。一方、就労については、町、指定相談支援事業所、ハローワークとの連携によりその支援につとめています。

施設の運営については、心身障害者（児）福祉センター「あゆみ」を「障害者自立支援法」にもとづく事業に移行し、地域デイサービスの障がい者部門は\*地域活動支援センターⅡ型に、就学児部門は\*障害児等タイムケア事業に分けて実施しています。また、授産部門は新たな福祉作業所「さくら」で\*就労継続支援B型の事業として実施しています。

このような中、相談支援事業の充実や\*自立支援協議会の設置、「あゆみ」および「さくら」の円滑な運営のための支援、精神障害者共同作業所の施設およびサービスの充実などが課題となっています。また、障がい者それぞれの自立支援を推進するために、その拠点的機能を備えた\*就労支援センターの設置も新たに必要とされています。

第2期障害福祉計画の事業目標値を達成し、障がいのあるだれもが自立して健全な生活を送り、安心して就労できる環境を整備していく必要があります。

**地域活動支援センター（事業）** 障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流などを行う事業。

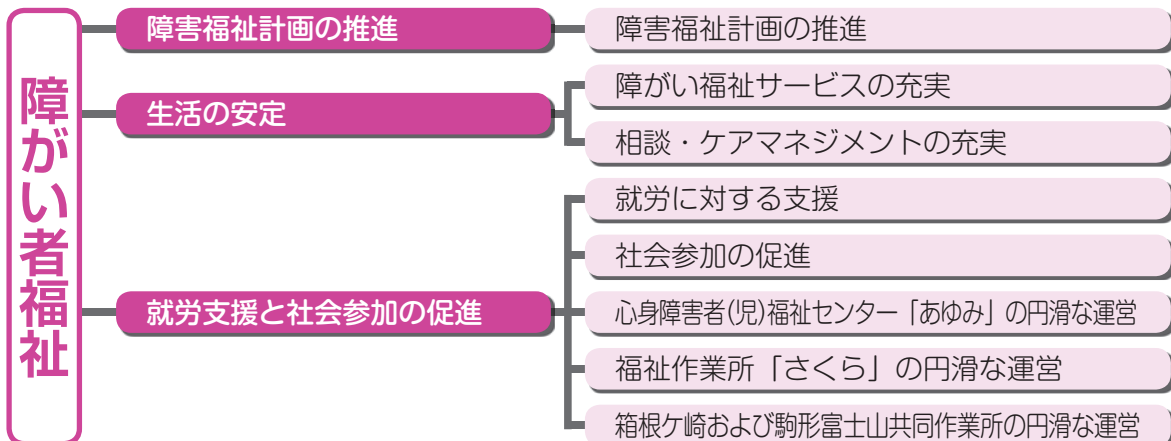
**障害児等タイムケア事業** 特別支援学校などに通う障がい児を対象として、放課後や学校休業日における日中活動の場を提供するとともに、介護者の休養や就労を支援する事業。

**就労継続支援（事業）** 一般企業での就労が困難な障がい者などに働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行うことにより就労を支援する制度。

**自立支援協議会** 相談支援事業を効果的に実施するため、地域の障がい福祉に関する中核的な役割を果たす、市町村が設置する協議会。

**就労支援センター** 障がい者の民間企業などへの就職と職場定着をすすめ、社会的、経済的自立をはかることを目的として設置される組織。

施策体系



数値目標

項目	現状値	平成27年度	平成32年度
*就労支援センター登録者数	0人 (未設置)	50人	70人
指定相談支援事業所利用件数	382件 (平成21年度)	420件	490件

施策

(1) 障害福祉計画の推進

① 障害福祉計画の推進

第2期障害福祉計画の目標値が達成されるよう、その推進につとめるとともに、支援サービス事業の評価実績と国の制度改正をふまえ、新たな計画を策定します。

(2) 生活の安定

① 障がい福祉サービスの充実

「障害者自立支援法」にもとづく各種サービスを充実するとともに、新たな法制度に迅速に対応し、障がい者やその家族に対して、適切な情報提供と助言を行います。

② 相談・ケアマネジメントの充実

\*自立支援協議会の円滑な運営につとめるとともに、指定相談支援事業所の機能を強化し、相談体制の充実をはかります。また、ケアマネジメント専門員の育成と適正配置につとめます。

### (3) 就労支援と社会参加の促進

#### ① 就労に対する支援

ハローワーク、指定相談支援事業所などとの連携を強化するとともに、障がい者の就労支援をはかるため、民間との協働により\*就労支援センターを開設します。

#### ② 社会参加の促進

\*ノーマライゼーションを実現するため、社会福祉協議会や障がい者の当事者団体、家族会などと連携し、障がい者の日中活動の場の確保や地域生活支援事業の充実をはかります。

#### ③ 心身障害者（児）福祉センター「あゆみ」の円滑な運営

地域デイサービス機能をもつ施設として、\*地域活動支援センター事業と\*障害児等タイムケア事業の円滑な運営につとめ、障がいをもつ人の居場所づくり、保護者の就労、介護休息の確保につなげます。

#### ④ 福祉作業所「さくら」の円滑な運営

指定管理者との連携を強化し、「障害者自立支援法」にもとづく諸事業が円滑に実施されるようにつとめ、通所者の就労能力の向上と就労支援を推進します。

#### ⑤ 箱根ヶ崎および駒形富士山共同作業所の円滑な運営

通所者の日中活動および就労の場として、各種事業の円滑な実施につとめ、自立への支援をすすめます。

**就労支援センター** 障がい者の民間企業などへの就職と職場定着をすすめ、社会的、経済的自立をはかることを目的として設置される組織。

**ノーマライゼーション** 年齢や障がいの有無にかかわらず地域でともに助け合い、普通に生活ができることが正常であるという考え方のこと。

**地域活動支援センター（事業）** 障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流などを行う事業。

**障害児等タイムケア事業** 特別支援学校などに通う障がい児を対象として、放課後や学校休業日における日中活動の場を提供するとともに、介護者の休養や就労を支援する事業。



福祉作業所「さくら」

## 第2節 生きがいとふれあいのあるまち

### 4 高齢者福祉

#### 現況と課題

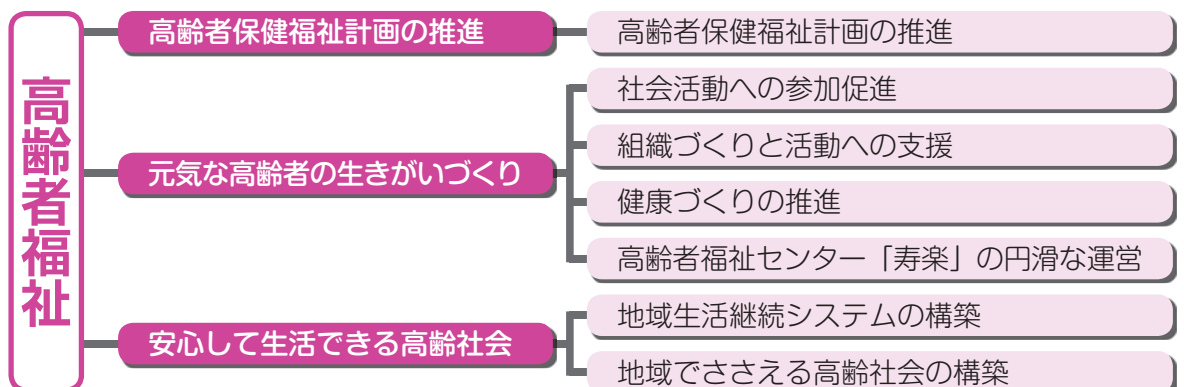
瑞穂町の高齢化率は多摩地域の中では低いものの、65歳以上の人口は毎年5%前後の伸び率で増加しており、今後さらに、高齢化が進行すると推測されています。また、核家族化がすすみ、高齢者の一人暮らし、高齢者のみ世帯が増えるとともに、共働き世帯の増加から、日中の独居暮らしも増えています。これからは、家族だけではなく地域社会全体として高齢者の生活を支援していく体制づくりをすすめていかなければなりません。地域における在宅生活への支援や生活空間のバリアフリー化、住み慣れた地域で生活できる仕組みづくりなど、医療や介護サービスを補完するさまざまな生活支援サービスが、日常生活の場で適切に提供できるような地域ネットワークを構築する必要があります。

健康に不安を抱えている高齢者も多いことから、介護を必要としない元気な高齢者を増やし、高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって生活することも重要です。多世代交流の促進や就労の場の提供などが必要となります。また、すべての高齢者が地域に見守られ、安全に暮らし続けることができる地域づくりをすすめていく必要があります。

瑞穂町では\*地域包括支援センターを設置し、高齢者の暮らしに関する総合的な事業展開をすすめてきました。社会福祉協議会が主体となったボランティアによる地区ごとのサロンや高齢者福祉センター「寿楽」での各種教室、高齢者の自主活動などが行われています。

今後は、「高齢者が社会的弱者でありサービスの受給者である」という概念を払拭し、「豊かな知識と経験を活かすサービスの提供者であり地域社会で活躍するリーダーである」という、現代の高齢者像を創造する視点が重要となります。

#### 施策体系



数値目標

項目	現状値	平成27年度	平成32年度
高齢者福祉センター利用者数	33,333人 (平成21年度)	39,800人	46,300人
シルバー人材センター登録者数	445人 (平成21年度末)	530人	620人

施策

(1) 高齢者保健福祉計画の推進

① 高齢者保健福祉計画の推進

高齢者保健福祉計画にもとづき、高齢者の暮らしに関する総合的な環境向上につとめます。

(2) 元気な高齢者の生きがいづくり

① 社会活動への参加促進

高齢者が生きがいをもって楽しく暮らし、いつでも社会参加できるよう、多世代交流の場や機会を提供するとともに、シルバー人材センターの機能を強化し、働くことの喜びを感じ取れる社会形成につとめます。

② 組織づくりと活動への支援

シルバーボランティアの組織づくりをすすめるとともに、老人クラブへの加入促進と活動支援、介護予防事業卒業生への支援など、高齢者自身が自主的に生きがい活動を行うことができる体制の充実につとめます。

③ 健康づくりの推進

保健事業と連携した健康づくり事業を推進するとともに、\*地域包括支援センターの機能を強化し、認知症予防プログラムや健康教育などの充実をはかります。

④ 高齢者福祉センター「寿楽」の円滑な運営

高齢者の健康の増進、教養の向上をはかるとともに、レクリエーションの機会を適切に提供できるよう、指定管理者との連携を強化し、円滑な運営につとめます。

(3) 安心して生活できる高齢社会

① 地域生活継続システムの構築

認知症サポーター養成講座の開設など、認知症に対する町民の理解を促進し、認知症になっても地域で生活できる体制づくりにつとめます。また、医療や介護保険制度を補完するさまざまな生活支援サービスの適切な提供につとめます。

② 地域でささえる高齢社会の構築

\* 地域包括支援センターを拠点とした地域ネットワーク体制を構築するとともに、地域住民が互いにささえあい、地域の見守りによる安全で安心できる地域高齢社会の構築をめざします。

高齢者数・高齢化率の推移

(各年度末現在：人，%)

区分 年度	年齢階層別人数							計	高齢化率	総人口
	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95歳以上			
平成17年度	1,960	1,468	954	658	388	186	68	5,682	16.8	33,899
平成18年度	2,053	1,560	992	671	425	189	74	5,964	17.6	33,970
平成19年度	2,138	1,634	1,042	731	428	208	74	6,255	18.5	33,844
平成20年度	2,281	1,659	1,159	759	431	207	80	6,576	19.5	33,720
平成21年度	2,346	1,694	1,261	778	459	211	85	6,834	20.3	33,732

※住民基本台帳人口



高齢者と子どもの集い